

後期高齢者の皆様へ 健康診査は 受けられましたか？

健康診査は平成31年2月末日まで受けることができます。受診券をお持ちの方で、まだ健康診査を受けていない方は、この機会に是非ご自身の健康状態をチェックしましょう。

○健康診査

■対象者

75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害があり、広域連合の認定を受けられた方

■検査項目

問診、計測、診察、脂質、肝機能、尿、腎機能、代謝系

■実施場所

受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

■費用 無料

○歯科健康診査

※対象の方には5月末に受診券などを発送しています。

■対象者

平成30年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方

■検査項目

問診、口腔内診査、口腔機能検査

■実施場所

受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

■費用 無料

受診券などの紛失やご不明な点があれば、こちらまでお問い合わせください。

和歌山県
後期高齢者医療広域連合
〒640-8137
和歌山市吹上2丁目1番22号
☎073-428-6688



ジェネリック医薬品使用促進の お知らせをお送りしています

後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ

11月下旬から12月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用された場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせをお送りしています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善には、ジェネリック医薬品の普及が重要です。この機会に、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。



このお知らせは、現在処方を受けているお薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が軽減できることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。切り替えを希望される方は、かかりつけの医師または、薬剤師にご相談ください。

【お問い合わせ先】

後発医薬品利用差額通知コールセンター
☎0120-53-0006 (通話無料)

和歌山県後期高齢者医療広域連合
和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館9階
☎073-428-6688

介護保険で

よくある質問

介護保険に関するよくある質問をまとめました。

【質問】

祖父が転倒して骨折しました。現在は入院中です。この場合は医療保険ですか、介護保険ですか？

【答え】

ケガや病気を治すためには医療保険を使います。

要介護認定を受けていただき『要介護』又は『要支援』に該当し、退院後に訪問介護、通所リハビリなどの在宅介護サービスを受ける場合には介護保険の対象となります。

また、施設で入所生活されている場合でも病気などの治療のため医療行為が必要なときは原則、その部分は医療保険の対象となります。

【質問】

60歳の夫が階段で転倒し、寝たきり状態になりました。この場合は介護保険サービスを利用できますか？

【答え】

40歳から64歳の方(第2号被保険者)については、要介護状態になった原因が脳血管疾患、初期の認知症や関節リウマチなど16種類の『特定疾病』である場合に限られます。この場合は介護保険制度の利用対象外となります。

ただし、障害者の制度で居宅介護などの障害福祉サービスを利用できる場合があります。

【質問】

祖父が『要介護1』の認定を受けていますが、有効期限はありますか？

【答え】

有効期間は6ヶ月から最長で3年間設定しています。

介護保険被保険者証に『認定の有効期間』が記載されています。有効期間が終わる約2ヶ月前には、『要介護認定更新のお知らせ』を送付いたします。介護保険サービスを利用中の方は忘れずに要介護認定の更新申請をしてください。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。

医療費の適正化にご協力ください

国民健康保険を健全に運営し、これからも皆さまが安心して医療を受けられるよう、ジェネリック医薬品の使用、重複受診、多剤服薬を控えるなど、医療費の適正化へのご協力をお願いします。

当町では、新年度の保険証送付時にジェネリック医薬品希望カードを、また、年に2回、後発医薬品利用差額通知を送付しています。

ぜひ、この機会にジェネリック医薬品のご利用をご検討ください。



総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

立候補予定者説明会

平成31年2月3日執行予定の、日高町議会議員一般選挙における立候補予定者の説明会を、左記のとおり開催します。関係される方は、忘れずに出席をお願いします。

■日時 平成31年1月8日(火)
13時30分)

■場所 日高町中央公民館
大会議室

詳しくは、日高町選挙管理委員会(☎63・2051)まで。

